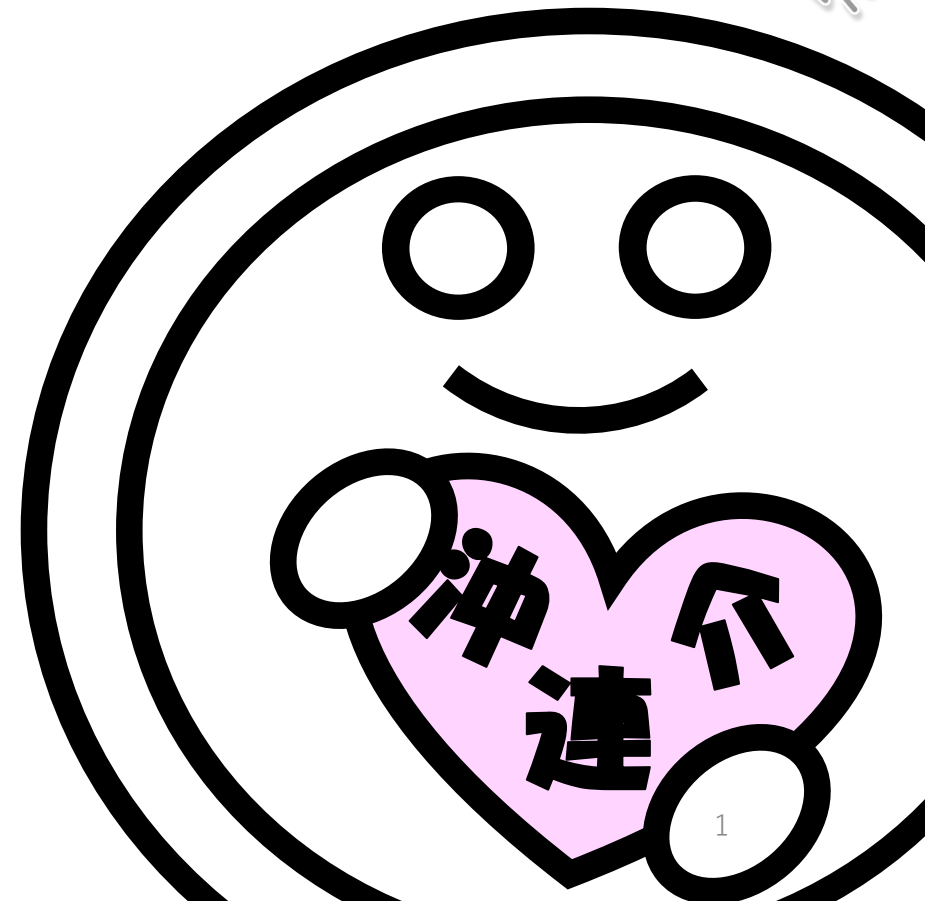


令和7年度 沖縄県介護保険連合 集団指導

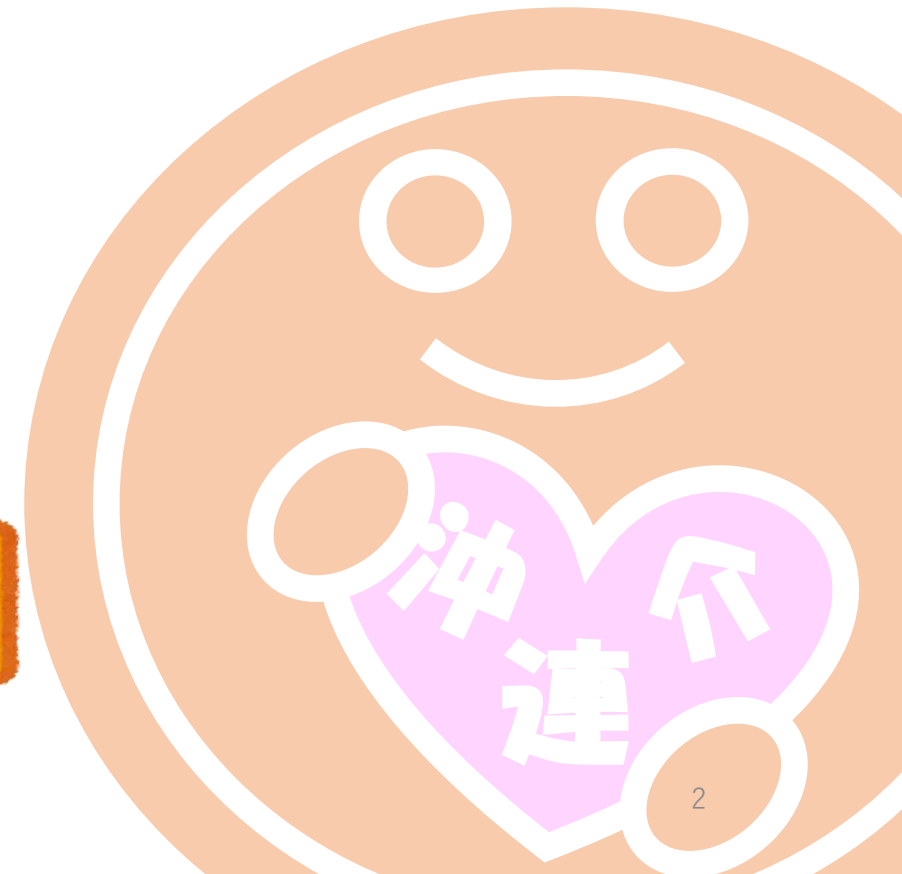
給付費適正化事業



軽度者に対する福祉用具貸与 (例外給付)の届出について



福祉用具貸与



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

提出方法

郵送、メール

(メールの際は確認の際、電話連絡をお願いします)

メールアドレス

shidou★okinawa-kouiki.jp

★を@に変更して提出お願いします。



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

○車いす及び車いす付属品

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

○移動用リフト（つり具の部分を除く）

生活環境において段差の解消が必要と認められる者



📎上記2つについては、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者等が判断することとなるため、**広域連合への福祉用具貸与に関する届出は不要**となります。

※電動車椅子及びハンドル形電動車椅子（シニアカー）も**車椅子同様届出は必須ではないが、「電動車椅子及びハンドル型電動車椅子貸与の確認表」を参照**ください。

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

医師の見解の聴取ポイント① 医師の判断

貸与の審査において、医師がどう判断しているかが重要なポイントとなるため、以下を確認してください。

- ① 病名を含む医学的な見解
- ② 該当する状態
(寝返りが困難・医学的に禁止されている等、具体的に聴き取ること)



- ③ ①と②の内容が、i)～iii)の どの状態像に該当するか、医師へ明確な判断を聴き取り・確認することが重要です。



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

医師の見解の聴取ポイント②

医師の判断が読み取れない時の対応

医師から得た所見に、医学的所見・状態(前頁①～③)が記載されていない場合は、以下の対応を行ってください。

①改めて医師に所見を仰ぐ

(電話・ファックス・書面等方法は問わない)

②確認した内容をサービス担当者会議または支援経過に記録の上、貸与の届出の添付資料として提出



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

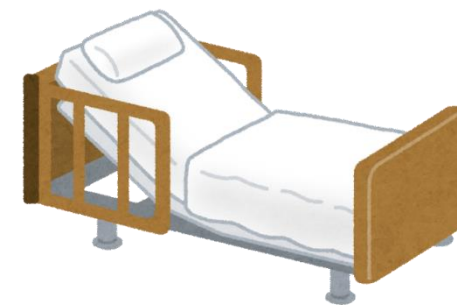
必要性の検証①

- 福祉用具例外給付が必要と判断された場合でも、モニタリング等を通じて福祉用具貸与の必要性を見直し、適宜アセスメントを実施するなど、適正な福祉用具貸与の算定を実施してください。



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

必要性の検証②



- ケアマネジメントの結果、福祉用具が不要となれば貸与を中止してください。再開する場合は速やかに、届出書を提出してください。
- 要介護認定または要支援認定の有効期間終了、更新、区分変更後も、引き続き必要性が認められる場合は、再度届出書を提出してください。



各事業所 管理者様へお願い

福祉用具貸与の申請において、以下の不備が多発しています。不備の場合審査が行えないため、整備の上提出をお願いいたします。

<不備内容>

- ①居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書において、福祉用具貸与の記載がされていない。
- ②サービス担当者会議録において主治医の所見を元に福祉用具の必要性を検討された経緯の確認が行えない。

沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

管理者の責務(第20条) 管理者は以下の管理を一元的に行う

- ・該当指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理
- ・利用申込に係る調整
- ・業務の実施状況の把握その他管理



軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の届出について

- 追加様式「軽度者福祉用具届出に係る担当事業所の変更届」を利用してください

例 貸与期間 1月1日～12月31日

A事業所

12月15日まで利用



B事業所

12月16日より利用

必要性が確認され貸与期間内であれば **B事業所** が
「軽度者福祉用具届出に係る担当事業所の変更届」を提出

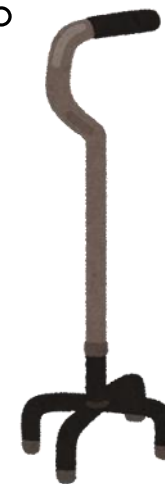


福祉用具貸与における同一品目の複数貸与の取扱い

利用者の自立支援を阻害するおそれはないか、又は自己負担の増加につながることから総合的な角度から適切なアセスメントを行ったうえで真に必要な場合に限り居宅サービス計画書に位置付けてください。

下記の同一品目の複数貸与については広域連合への届出は**不要**となります。それ以外の福祉用具については広域連合へご相談ください。

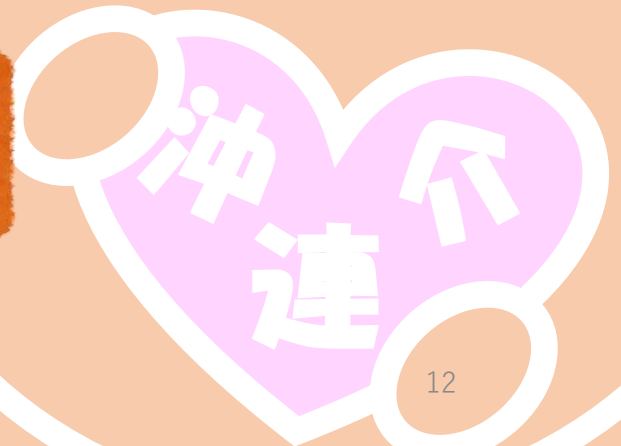
- 車いす 車いす付属品 特殊寝台付属品
- 手すり スロープ 歩行器
- 歩行補助杖



②認定有効期間の半数を超える 短期入所サービス利用について



短期入所サービス利用



認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用について

認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用時の手続き

認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する見込みとなった場合は以下の手続きが必要です。

- ・ 短期入所サービスサービス利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超える理由書を作成し広域連合へ提出

理由書の内容に不備がある場合は以下書類の追加提出を求めることがあります。

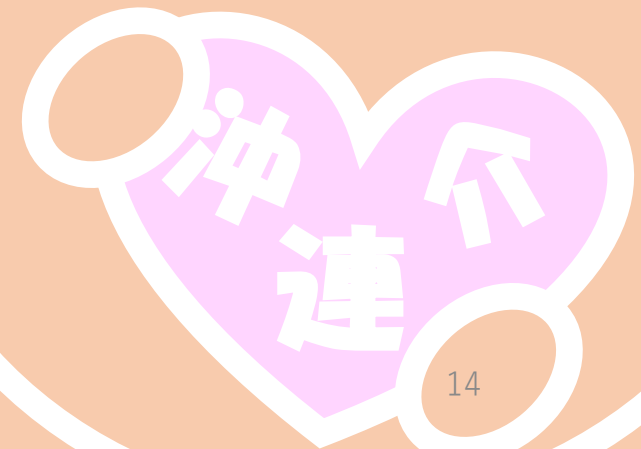
- ・ 基本情報、アセスメント票
- ・ 居宅サービス計画(第1～7表) ※6～7表は半数を超える計画月分提出すること
- ・ モニタリングに関する記録



③厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）の取扱いについて



回数以上



厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助)についての取り扱いについて

- 平成30年5月10日老振発0510第1号にて厚生労働省老健局振興課長より「「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の交付について」の施行に向けて通知があります。
- 沖縄県介護保険広域連合では平成30年10月1日より居宅サービス計画の提出を求めています。



厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助)についての取り扱いについて

- 1 届出の対象サービス種類 **生活援助中心型サービス**
- 2 対象となる訪問介護回数表

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1月につき 27回以上	1月につき 34回以上	1月につき 43回以上	1月につき 38回以上	1月につき 31回以上



厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助)についての取り扱いについて

- ・ 「定める回数以上」とは定める回数と同数の場合も提出が必要です。
- ・ 身体介護に引き続いて生活援助を提供するサービス（身体1 生活1など）については対象ではありません。



厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助)についての取り扱いについて

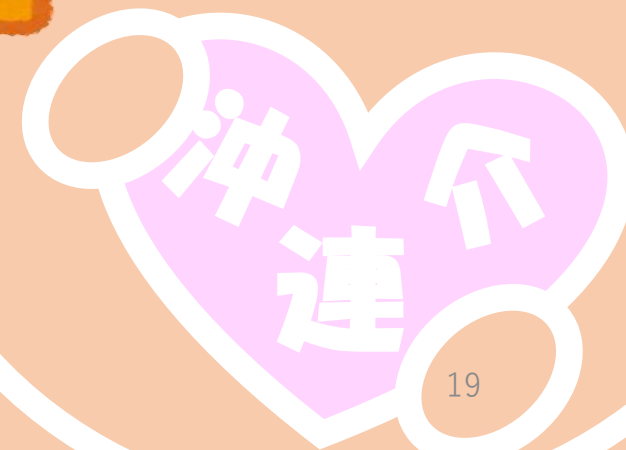
- ・届出の対象となるプランの作成月、または変更した月から翌月末までに提出してください。
- ・介護保険広域連合へ提出後、検証されたプランの次回届出日は**1年後**となります。



④居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について



介護最新情報 vol1009



居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について

📌 令和3年報酬改定より、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、

① **区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、**

② **訪問介護が利用サービスの大部分を占める**

等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みが導入されました。（令和3年10月1日より施行）



チェック

当該内容の詳細については、前ページQRコード「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について」をご確認ください。

ご清聴ありがとうございました

受講報告をお願いします。

受講報告は、集団指導案内のメール、ホームページに記載しているURLから回答フォームにお進みください。

URL→<https://forms.gle/WnRevdsy9AHsRFto8>

受講報告期限 12月19日（金）まで

Voice over by 動画制作会社VIDWEB (<https://vidweb.co.jp/>)

